都道府県と医療機関の協定の仕組み

- ✓ 都道府県知事は、平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と**協議を行い**、感染症対応に係る**協定**（病床/発熱外来/自宅療養者等に対する医療の提供/後方支援/人材の派遣　のいずれか１種類以上の実施を想定※）**を締結（協定締結医療機関）**する。※併せてPPE備蓄も位置づける。
- ✓ **協定締結医療機関について、流行初期医療確保措置の対象となる協定**を含む協定締結する医療機関（**流行初期医療確保措置付き**）を設定。
- ✓ **全ての医療機関に対して協議に応じる義務**を課した上で、協議が調わない場合を想定し、都道府県医療審議会における調整の枠組みを設けた上で、**全ての医療機関に対して都道府県医療審議会の意見を尊重する義務を課す。**
- ✓ 加えて**公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院にはその機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務づけ。**
- ✓ 感染症発生・まん延時に、締結された協定の着実な履行を確保するため、医療機関の開設主体ごとに、**協定の履行確保措置を設定。**

想定する新興感染症

- ✓ **新型インフルエンザ等感染症、指定感染症**（当該指定感染症に罹った場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）及び**新感染症**を基本とする。
- ✓ まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナへの対応を念頭に取り組む。**

（１）流行初期（発生の公表から３か月程度）

①国内での感染発生早期
現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応。

②厚生労働大臣による公表後の流行初期
・発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が引き続き対応（流行初期医療確保措置※付き協定に基づく対応含む）
・県知事の要請に基づき、流行初期医療確保措置※付き協定締結医療機関も対応。

（２）流行初期期間経過後

①流行初期期間経過後の開始時点（発生の公表から３か月程度経過後）
流行初期対応を行っていない公的医療機関等（対応可能な民間医療機関を含む）も加わり対応。

②流行初期期間経過後（発生の公表後４か月程度から６か月後程度以内）
・順次速やかに全ての協定締結医療機関で対応。

感染症発生から一定期間経過後までの医療提供体制確保（イメージ図）

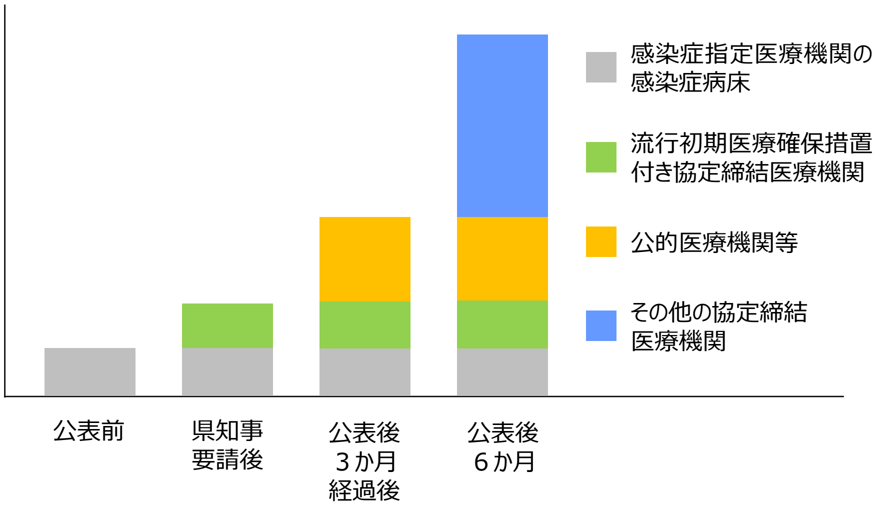

※ 流行初期に感染症医療を行う協定締結医療機関に対して、感染症医療を行った月の診療報酬収入が、流行前の同月のそれを下回った場合に、その差額を支払う措置